

内閣総理大臣 菅 義偉様
法務大臣 上川陽子様

さらなる人権侵害につながる条約違反の
入管法改定案は廃案にするようつよく求めます

2021年4月23日
新日本婦人の会
会長 米山淳子

今国会で審議中の出入国管理法改定案は、入管行政の裁量拡大と厳罰化をすすめるもので、「保護が必要な人を適切に保護する」という原則に照らして重大な問題があり、成立させることは絶対に認められません。廃案にするよう、つよく求めます。

日本は「移民政策はとらない」としつつ、経済界の求めに応じて「安価な労働力」として外国人の受け入れを拡大してきました。外国人の基本的な人権を尊重した雇用、教育、社会保障などの支援制度は整備されず、不当な労働条件や雇止めなど、人権侵害が横行しています。

在留資格を失った外国人に対しては、「全件収容主義」のもと、「まるで刑務所だ」と言われるような劣悪な環境での長期収容が常態化しています。学費を払えないために資格を失って収容された若い女性がまともな医療も受けられず死亡するなど、痛ましい事態が相次いでいます。

改定案は、一定の要件を満たす外国人に入管施設外での生活を認める「監理措置制度」を設けるとしていますが、入管庁の裁量で決まること、収容期限に上限がないこと、外国人支援にとりくむ団体や弁護士が「監理人」になれないなど、長期収容の問題が改善される保証はありません。

改定案が、難民申請中は強制送還しないというルールに例外を設け、同じ理由での申請は事実上2回までとしているのも問題です。日本は難民の定義が狭く、認定率が0.4%ときわめて低いため、何回も申請が繰り返されています。難民の定義を国際水準に改め、独立した第三者機関が認定を行うなどの抜本的な改革こそ必要です。

さらに、国外退去を拒んだ場合の罰則の創設は極めて重大です。帰国できない人は、難民申請者や移民労働者とその家族です。配偶者や子どもがいる、日本で生まれ育っている、強制送還になれば迫害や命の危険もあるなど、保護されるべき人たちです。

改定案に対しては、国連人権理事会の4人の特別報告者らが「国際的な人権基準をみたくしていない」と指摘し、当事者や支援者との協議を求めています。「移民・難民の排除ではなく共生社会を」と、多くの若者も反対の声を上げています。

改定案は廃案にし、日本が批准している難民条約や国際人権規約にもとづき、国際水準にふさわしい法制度へ抜本改革をおこなうよう、重ねてつよく求めます。